

全労金2016春季生活闘争ニュース・第32号

《合意速報No.13》

東北労組が関連会社との団体交渉で、基本合意を表明しました！

東北労組は、3月29日、金庫と「団体交渉」を開催し、基本合意を表明しました。要求と回答は以下の通りです。

	要 求（関連）				回 答（関連）			
	正社員	契約社員	ビル管理社員	再雇用 嘱託社員	正社員	契約社員	ビル管理社員	再雇用 嘱託社員
安定雇用	—	— (無期転換権は実現)		—	—	— (無期転換権は実現)		—
基本賃金	月額5,000円の引き上げ			2015年度と同様 最低を145,000円	月額0～6,000円の引き上げ			2015年度と同様 最低を145,000円
一時金	4.0	1.0～3.6		—	3.8	0～2.6		—
退職金	— (制度あり※中退共)			—	— (制度あり※中退共)			—
雇用環境	—				—			
ワークライフ バランス	年次有給休暇積立制度の確立				2016年度上期中を目処に検討を進め、 2017年度より実施			
単組独自要求	年次有給休暇を金庫正職員と同様				要求どおり			
	福利厚生補助金30,000円				応じられない			
	慶弔見舞金を正社員と同様				要求どおり			
	帰省旅費を年12回				帰省旅費を年4回			

団体交渉において、金庫からは、「決算見込みは、計画比より大幅な収益を見込んでいる。賃金・一時金については、人事制度協議を行っている経過もあり、今春闘では現行通りの運用としたい。同じ職場で働くものとして、職場環境改善、公平・公正な処遇にしたいという思いから、諸制度を金庫制度と歩調を合わせて改善することとしている。事業の安定的発展と盤石な事業基盤の構築については、労使ともに取り組んでいく課題であると認識している」等の見解が表明されました。

小野寺闘争委員長は、「2016春闘では、社会課題である『格差是正』『底上げ・底支え』の実現に向けた協議を進めてきた。社員は、社会環境の変化や金融業態を取り巻く経営環境の厳しさの中で、日々奮闘している。社員がモチベーションを維持し、安心して働き続けられる環境整備は労使ともに認識する共通の課題である。そのためにも、東

北労金サービスと東北労働金庫が、労働者自主福祉運動を实践する事業体として、そこに働く社員・組合員が引き続き対等なパートナーである事を確認し合い、事業の安定的な発展に繋げていく必要がある」等を表明しました。

単組は、①基本賃金・一時金について、会社の判断で改善が示された、②要求全般に対して、「社員のモチベーション向上をはかり、金庫職員との格差是正を会社として可能な限り行う」とした考え方のもと、改善等を図ることができた、③全般的に会社として真摯に検討し、可能な限り改善していく姿勢が見られた、等から合意を判断しました。

*合意単組：11単組（3月29日22時00分現在）

北海道・中央・中国・沖縄・静岡・長野・近畿・セントラル・新潟・北陸・四国
東北・東北（関連）

以 上